

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

請求部	所在	久喜市栗橋東五丁目				地番	959番127			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和53年3月			備付年月日(原図)				補事項		



2025/07/31 14:47 現在の情報です。

表題部	(土地の表示)	調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000128641
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	北葛飾郡栗橋町東五丁目			[余白]	
	久喜市栗橋東五丁目			平成22年3月23日合併に伴う変更 平成22年5月17日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
959番127	宅地	115:02 :		959番112から分筆 〔平成4年8月26日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日	

			号 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 共同担保 目録(第1600号 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日
4	2番抵当権抹消	平成16年11月22日 第25394号	原因 平成16年8月26日放棄
5	3番抵当権抹消	平成16年11月22日 第25395号	原因 平成16年8月26日放棄
6	1番抵当権抹消	平成21年6月10日 第13623号	原因 平成21年4月27日弁済

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



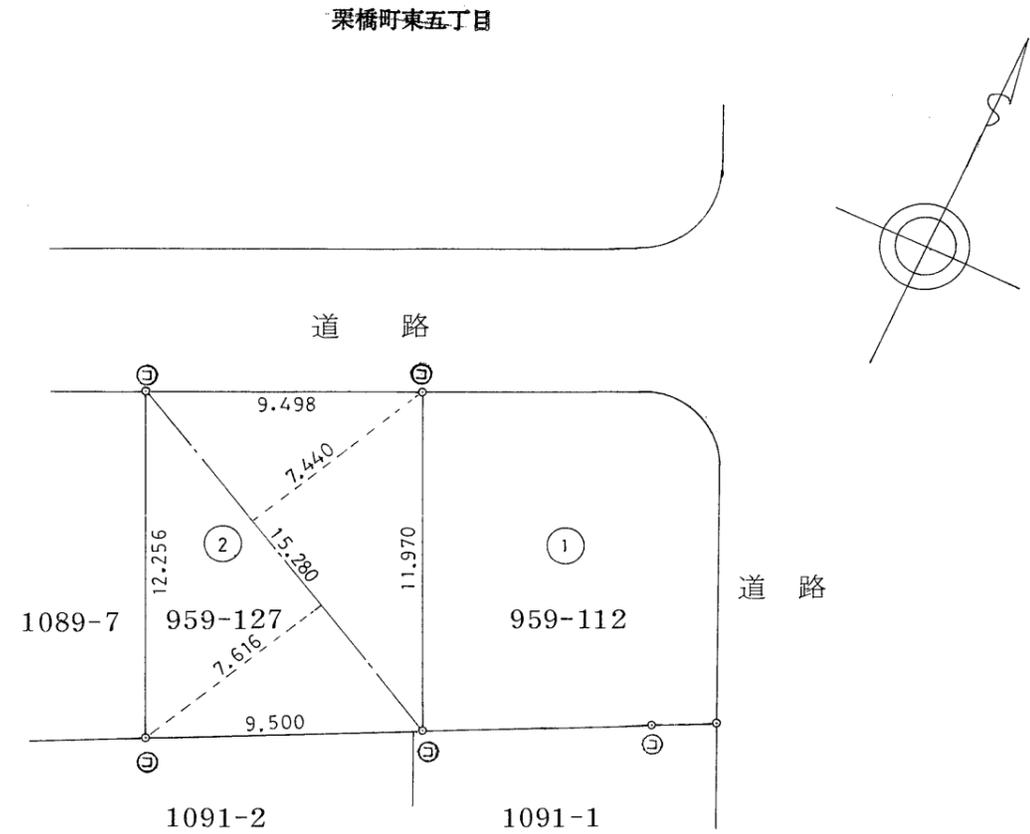
2025/07/31 14:48 現在の情報です。

表 題 部 (主である建物の表示)	調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000121364
所在図番号	[余白]			
所 在	北葛飾郡栗橋町東五丁目 959番地127		[余白]	
	久喜市栗橋東五丁目 959番地127		平成22年3月23日合併に伴う変更 平成22年5月17日登記	
家屋番号	959番127		[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	軽量鉄骨造スレート葺2階建	1階 51:89 2階 62:27	平成4年9月18日新築	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年6月13日

4080619

44.8.26

地番	959 - 127	地積測量図
土地の所在	北葛飾郡栗橋町大字栗橋字道上金田土 久喜市栗橋東五丁目	



番号	地番	底辺	高さ	倍面積	地積
②	959-127	15.280	7.440	113.683200	115.02 ^{m²}
		15.280	7.616	116.372480	
		計		230.055680	
		1/2		115.027840	
①	959-112	234.19 - 115.027840		= 119.16216	119.16 ^{m²}

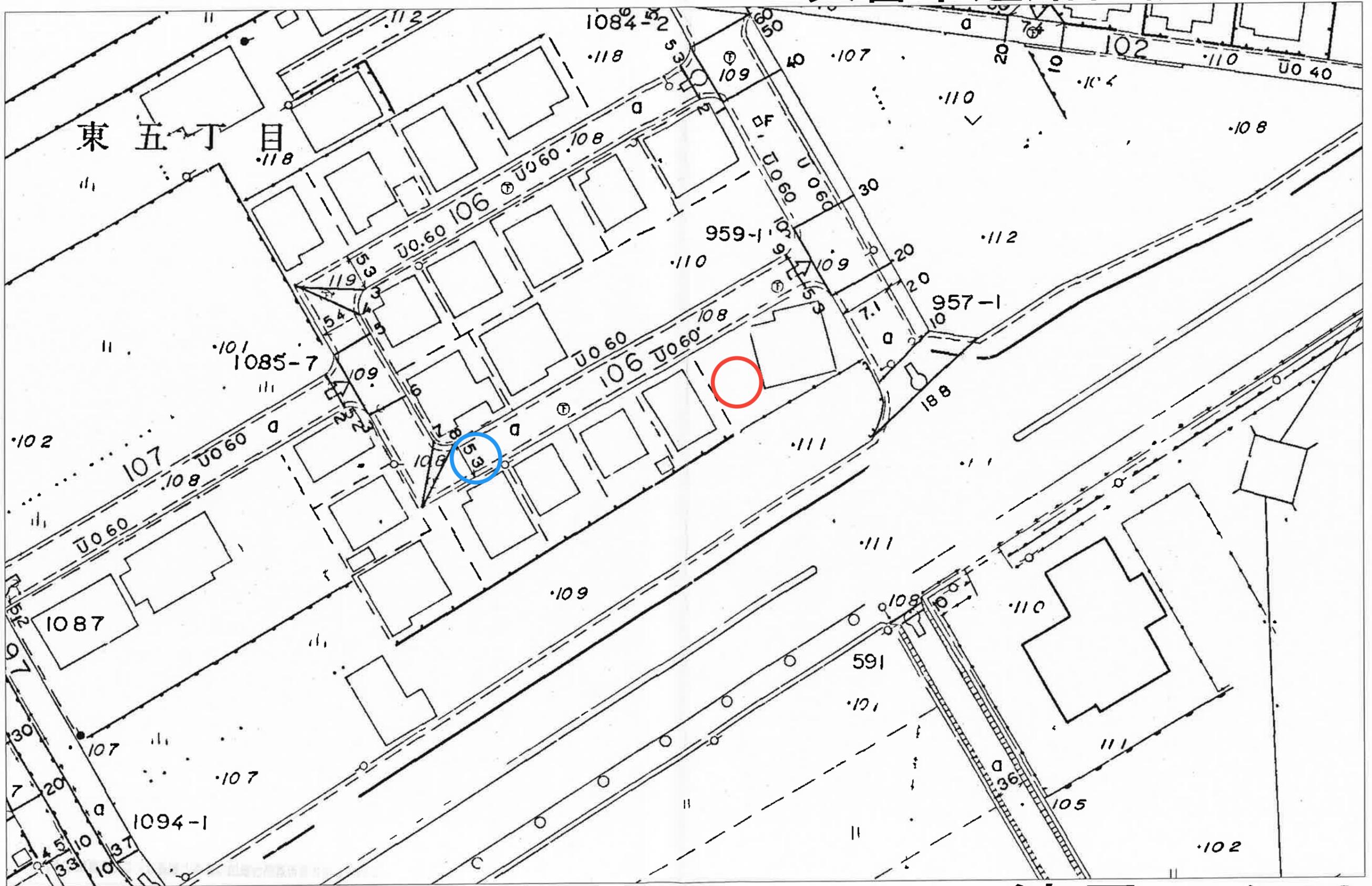
凡例	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	⊕	石杭	⊖	プラスチック杭		
	⊗	コンクリート杭	⊙	金属杭		
	⊘	金属鉋	⊚	刻印		

作製者 埼玉県春日部市大字上蛭田 鈴木正人 (平成4年8月21日作製)
土地家屋調査士

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

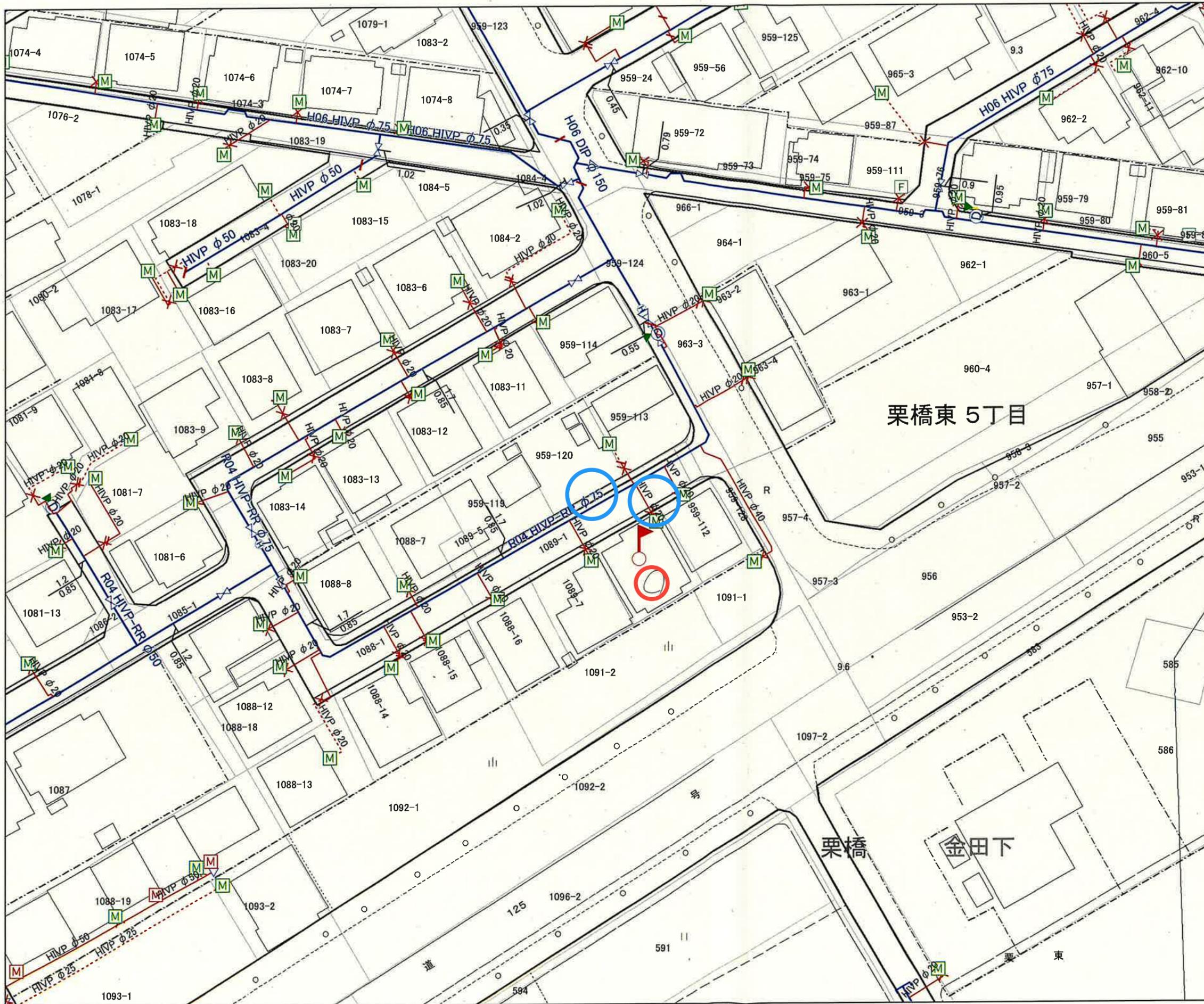
申請人 小林住宅産業株式会社 代表取締役 小林三郎
縮尺 1/250

久喜市道路台帳図(写)



縮尺：1/500

配水管路図



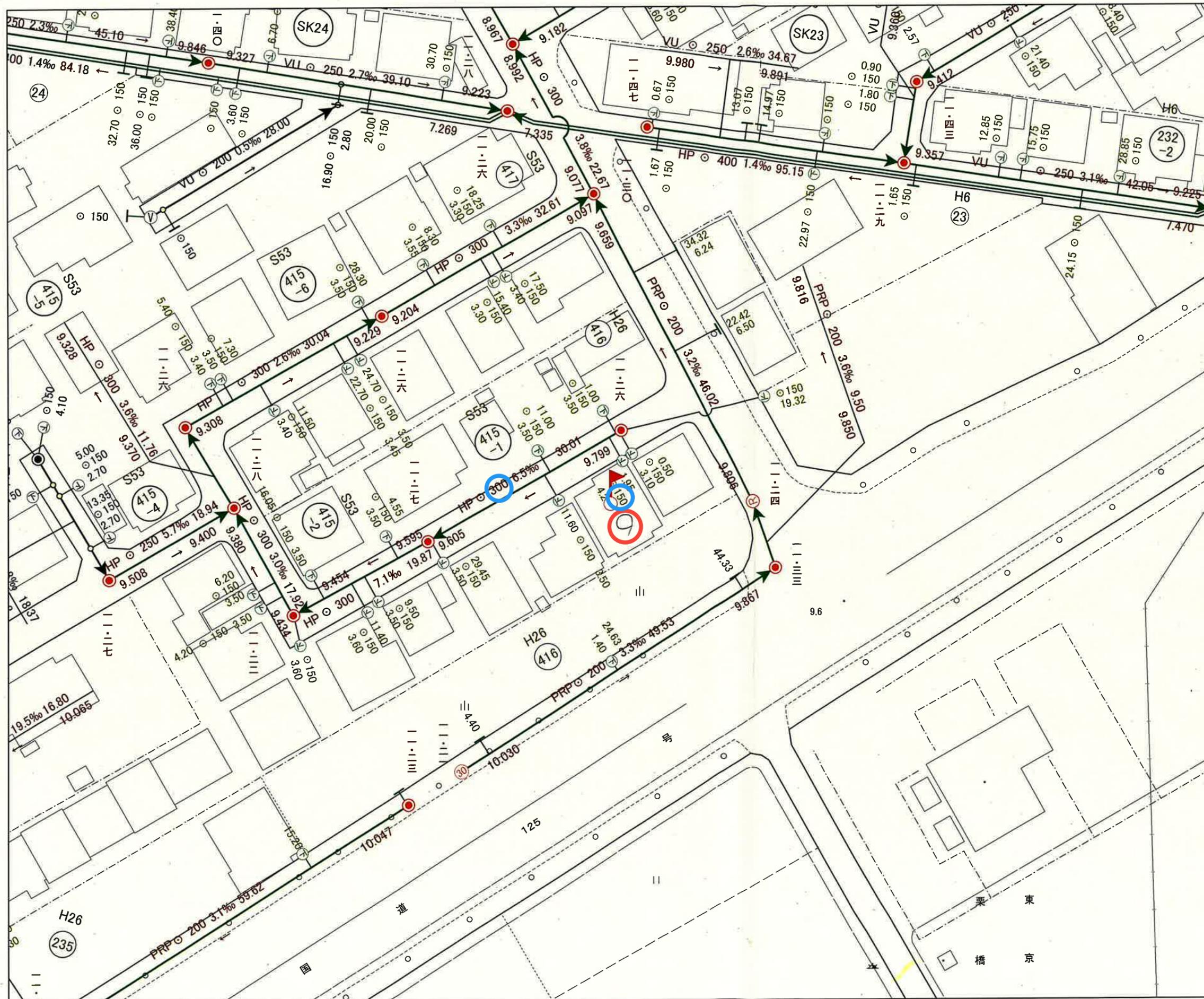
凡例

- M メータ
- M 量水器確認済
- M 量水器(位置不確実)
- M 集合住宅メータ
- × 止水栓
- ◀ 排泥先(ドレン)
- × 止水栓
-] 栓止
- ⊗ 制水弁
- ⊙ 排泥弁
- ⊕ 水源
- ▷ 片落管
- ↗ 管種・年度・工区変更点
- 配水管
- 給水管
- - - 給水管(位置・管種・口径不明)
- 集合住宅給水管

この管理図に記載された情報は参考であり
 実際とは異なる場合があります。特に給水管
 については必ずしも正確ではありませんので、
 必ず試掘調査等により確認してください。
 また、管理図の内容については責任を負い
 かねます。

令和07年7月16日
 久喜市水道事業

下水道台帳図

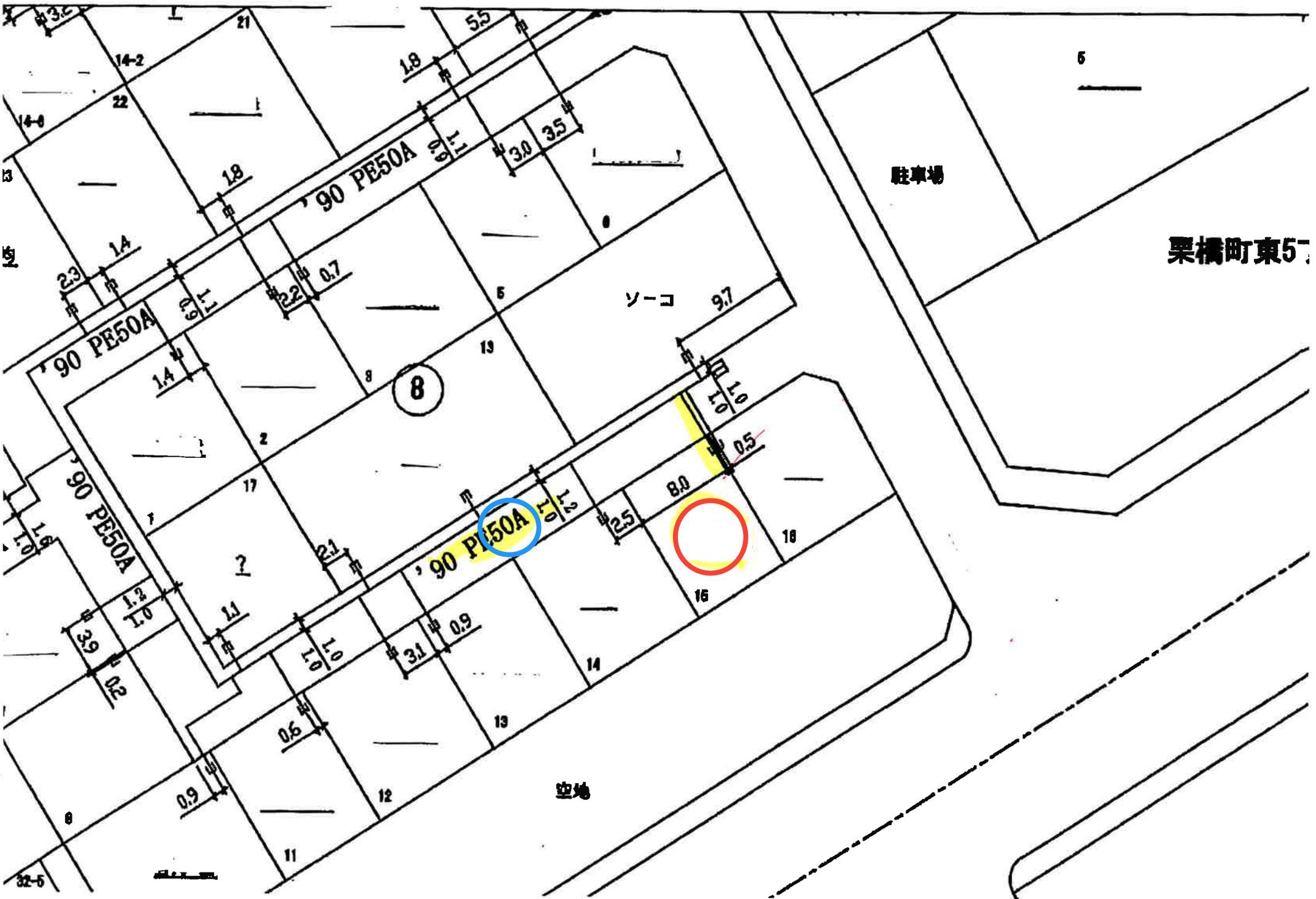


凡例

- Ⓣ 宅地枳
- | 管止め(汚水)
- 0号人孔
- 1号人孔
- 2号人孔
- 3号人孔
- ⊙ 4号人孔
- △ 5号人孔
- Ⓟ マンホールポンプ
- ∇ 塩ビ人孔
- Ⓡ 小型レジソ
- Ⓜ 小型人孔(200mm)
- Ⓝ 小型人孔(300mm)
- Ⓞ 小型人孔(400mm)
- Ⓟ 小型人孔(450mm)
- Ⓠ 小型人孔(500mm)
- Ⓡ 小型人孔(600mm)
- Ⓢ 小型人孔(700mm)
- Ⓣ 楕円人孔
- Ⓤ 特1号人孔
- 特殊人孔
- ➡ 合流幹線
- ➡ 合流幹線(圧送)
- ➡ 合流枝線
- ➡ 合流枝線(圧送)
- ➡ 汚水幹線
- ➡ 汚水幹線(圧送)
- ➡ 汚水枝線
- ➡ 汚水枝線(圧送)

この管理図に記載された情報は参考であり、実際とは異なる場合があります。試掘調査等により確認してください。

令和07年7月16日
久喜市下水道事業



駐車場

栗橋町東5

ソコ

空地

8

90 PE50A

8.0

0.5

90 PE50A

90 PE50A

90 PE50A

14-2

22

21

18

55

19

13

12

11

7

17

2

8

5

6

18

16

8.0

0.1

0.1

9.7

30

35

5

32-5

0.9

0.6

0.7

0.7

1.1

2

1.4

1.4

2.3

1.4

1.8

14-4

32

32

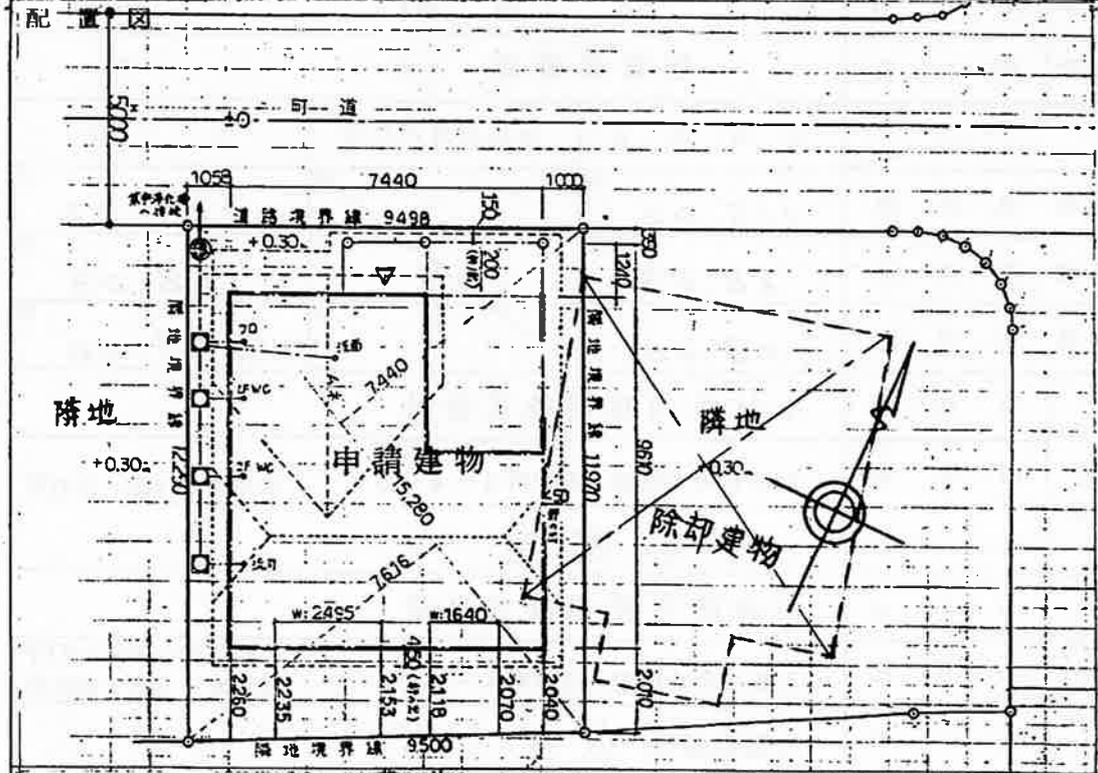
第1号の2様式(第1条、第11条の2関係)(表面)

建築計画概要書

建築主	氏名			
	住所	電話番		
敷地の位置	地名地番	北葛飾郡栗橋町大字栗橋字道上金田上 959-212 の一部		
	用途地域	住居地域	その他の区域、 地域、地区、街	法22条区域
	防火地域	防火・準防火指定なし	区	団地内集中浄化 団地内集中浄化
主要用途	専用住宅	工事種別	新築	
申請にかかる物	高さ	地上 8.205 m	地下	m
	階数	地上 2 階	地下	階
	構造	軽量鉄骨造 一部 造		
		申請部分	申請以外の部分	合計
敷地面積		115.02 m ²	/	115.02 m ²
建築面積		68.03 m ²	/	68.03 m ²
延べ面積		128.00 m ²	/	128.00 m ²
設計者	事務所	小林住宅産業株式会社		
	所在地	大阪府中央区南久宝寺町4-4-5		電話06-245-2181番
	氏名	小林和生		
施工者	事務所	小林住宅産業株式会社		
	所在地	大阪府中央区南久宝寺町4-4-5		0480-58-2597 電話06-245-2181番
	氏名	代表取締役 小林三郎		
代理者	事務所	鈴木一級建築事務所		
	所在地	埼玉県春日部市大字上姪田96番地2		電話048-761-5523番
	氏名	鈴木正人		



(裏面)



- (注意) 1. 附近見取図に明示すべき事項
 方位、道路及び目標となる地物
2. 配置図に明示すべき事項
 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

$$S = \frac{1}{200}$$

久喜市 高さ制限等規制一覧表

平成29年10月13日現在

			法53条1項 建ぺい率 (%)	法52条1項 容積率 (%)	法55条 高さ制限 (m)	道路 斜線	隣地斜線		北側斜線		日影規制			法52条2項 前面道路幅員に よる容積率の限 度(接道12m未 満)									
							立ち 上がり (m)	勾配	立ち 上がり (m)	勾配	種別	規制される範囲 (敷地境界からの 水平距離)			日影を測定 する水平面 (平均地盤 面からの高 さ)	対象となる建築物							
												5m超え	10m超え										
市街化区域	住居系	第一種低層住居専用地域	50	80	10	なし	なし	5	1.25	(一)	3h	2h	1.5m	軒高7m超または地上階数が3以上	0.4								
			50	100						(二)	4h	2.5h											
			60	100						(二)	4h	2.5h											
			50	150						(三)	5h	3h											
		第二種低層住居専用地域		60						100	(二)	4h				2.5h							
		第一種中高層住居専用地域	50	150						1.25	なし※	(一)				3h	2h	なし	なし	なし			
			60	150								(一)				3h	2h						
			60	200								(二)				4h	2.5h						
	50		150	(一)	3h	2h																	
	第二種中高層住居専用地域		60	200	(二)	4h	2.5h																
	第一種住居地域		60	200	なし	20	1.25	なし	なし	(一)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える									
	第二種住居地域		60	200						(一)	4h	2.5h	なし	なし		なし	なし						
	準住居地域		60	200						(一)	4h	2.5h											
	商業系	近隣商業地域		80						200	(二)	5h						3h	4m	高さが10mを超える			
		商業地域		80						400 500	なし	なし						なし	なし	なし			
工業系	準工業地域		60	200						1.5	31	2.5			なし			なし	(二)	5h	3h	4m	高さが10mを超える
	工業地域		60	200															なし	なし	なし	なし	なし
	工業専用地域		50 60	200															なし	なし	なし	なし	なし

※…埼玉県建築基準法施行条例第8条の2により日影の適用範囲が定められているため、適用なし。(法56条1項3号)

市街化調整区域	その他の市街化調整区域 (鷺宮地区の60%/100%の地区を含む)	50	100	なし	20	1.25	なし	なし	(二)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4
		60	100						(二)	4h	2.5h			
		60	200						(三)	5h	3h			
	菖蒲インター地区 & 鷺宮地区の市街化調整区域		60						200	(三)	5h			3h

※…法令等の改正により、数値等が変更となる場合があります。詳細は建築審査課までご照会ください。